

12/1 2021 令和3年

やはた東

編集 八幡東区役所総務企画課 ☎661・0039 FAX681・0314



【皿倉山】スロープカー

- 時間は24時間表記。
- 料金について記載のない催しは入場無料(参加無料)。
- はがき・往復はがき・電子申請の応募方法は11ページを参照。
- 甲=申し込み 問=問い合わせ
- 共通=共通の内容 担=市の担当課
- ネット=ネット窓口(電子申請)

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況などによっては、変更・中止となる場合があります。

歳末たすけあい募金のお願い

12月は、歳末たすけあい運動期間です。募金は八幡東区内の福祉活動などに役立てられます。募金の受け付けは、お住いの町会か八幡東区役所へ。問共同募金会八幡東区支会(八幡東区役所コミュニティ支援課内) ☎671・3061へ。



無料相談

境界問題相談会 土地家屋調査士が応じます。12月8日(水)13~16時、福岡県土地家屋調査士会北九州支部(小倉北区田町)で。先着5組(1組30分間)。甲12月3日10時から同会事務局 ☎(092)741・5780へ。

行政相談 国の仕事やサービス、各種制度の手続きについて、お困りごとや苦情、要望などに行政相談委員が応じます。12月16日(木)13~15時、八幡東区社会福祉センター(西丸山町)で。問八幡東区役所総務企画課 ☎

661・0039へ。

高齢者・障害者あんしん法律相談 弁護士が応じます。12月16日(木)13~17時、八幡東区役所で。対象はおおむね65歳以上の高齢者や障害のある人と家族など。甲12月13日までに八幡東区役所「高齢者・障害者相談」コーナー ☎671・4800へ。

交通事故相談 交通事故相談員が応じます。12月20日(月)10~16時、八幡東区社会福祉センターで。甲12月17日15時30分までに安全・安心相談センター(交通事故相談) ☎582・2511へ。事前に予約が必要。

子育て女性就職支援センターの出張相談 専門コーディネーターが応じます。12月28日(火)10時10分~15時10分、子どもの館(黒崎駅西側、コムシティ7階)で。対象は女性の求職者。定員4人。甲12月24日までに福岡県子育て女性就職支援センター ☎533・6637へ。

高齢者等住宅相談 介護の必要な高齢者や障害のある人などのための住まいづくりや住宅改造など。八幡東区役所で。随時。甲事前に八幡東区役所「高齢者・障害者相談」コーナー ☎671・4800へ。

親子体操教室「コアくらぶ」

リズムダンスや運動遊びを親子で体験します。12月20日(月)10時30分~11時30分、レインボープラザ(中央二丁目)で。対象は1歳以上の未就学児

「鉄のまち八幡東区! 鉄板スイーツ・パンマップ」を発行

八幡東区内にあるスイーツやパンのお店を紹介する「鉄のまち八幡東区! 鉄板スイーツ・パンマップ」を発行しました。ぜひ手に取ってお店を巡ってみてはいかがでしょうか。各区役所・出張所などで配布しています。問八幡東区役所総務企画課 ☎681・0387へ。



と保護者。先着7組。受講料1組200円。飲み物(水分補給)とタオルが必要。保護者も動きやすい服装で。甲12月6日から。詳細は北九州市福祉事業団 ☎682・0001へ。

家庭料理入門講座

1月13日~2月10日の毎週木曜日(全5回)10~12時、山田地域交流センターで。対象は18歳以上。定員7人。材料費3500円。甲往復はがき(1

人だけ)に基本事項を書いて12月15日までに同施設(〒803-0861小倉北区篠崎五丁目9-1 ☎581・4159)へ。

図書館だより 12月

休館日は毎週月曜日と28日(火)~1月2日(日)。

八幡図書館 ☎671・1123

歴史教養講座「長崎街道を学ぶ」 11日(土)14~15時30分。先着12人。

歴史講座 12日(日)14~15時30分。先着12人。

朗読講座「思いを声にのせて」 18日(土)10時30分~12時。対象は中学生以上。先着9人。

「絵本っていいな」おはなし会 19日(日)14時30分~50分。先着4組。

おりがみ教室 25日(土)10時30分~12時。定員9人。

クリスマスおはなし会 25日(土)14時30分~15時。先着6組。

共通甲3日から(おりがみ教室は3日だけ)同施設へ。

年末の交通安全県民運動



12月11日(土)~31日(金)

運動の重点は以下の3点です。

飲酒運転の撲滅と悪質・危険な運転の防止

飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。

子どもと高齢者の交通事故防止

子どもや高齢者を始め、周囲に対し思いやりのある運転を行うよう心掛けましょう。

自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」を守りましょう。①自転車は車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行 ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る ⑤子どもはヘルメットを着用。

問八幡東区交通安全推進協議会 ☎661・0039へ。